

八分基LPS-V23051  
令和 2年 5月 18日

外注整備共通仕様書  
(市販型車両)

航空自衛隊八雲分屯基地

## 目 次

1	総則	1
1. 1	適用範囲	1
1. 2	用語の定義	1
1. 3	関連文書	2
2	役務に関する要求	2
2. 1	一般	2
2. 2	整備作業の種類	3
2. 3	作業内容	3
2. 4	部品・材料	5
2. 5	機能・性能	5
3	品質保証	6
3. 1	品質保証資料	6
3. 2	監督・検査	6
4	その他の指示	6
4. 1	提出書類	6
4. 2	官給品	6
4. 3	附属品・予備品	6
4. 4	計測器・試験装置	6
4. 5	安全管理	6
4. 6	環境対策	7
4. 7	補給の手続き	7
4. 8	契約相手方の技術協力	7
4. 9	仕様書の疑義	7
4. 10	搬入・搬出	7
別紙様式第 1	車両等員数表	8
別紙様式第 2 - 1	必要部品及び修理要領明細書	9
別紙様式第 2 - 2	必要部品及び修理要領明細書	10
別紙様式第 3 - 1	官給部品使用明細書	11
別紙様式第 3 - 2	官給部品使用明細書	12
別紙様式第 4 - 1	材料使用明細書	13
別紙様式第 4 - 2	材料使用明細書	14
別紙様式第 5 - 1	修理不能品発生（見込）報告書	15
別紙様式第 5 - 2	計算内訳資料	16
別紙様式第 6 - 1	車両作業用紙（一般車両）	17
別紙様式第 6 - 2	車両作業用紙（施設、荷役その他の車両等）	19
別冊	車両等検査要領	

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	共 通 仕 様 書	
品 名 又は 件 名	外注整備共通仕様書 (市販型車両)	仕 様 書 番 号	
		八分基LPS-V23	
		承 認	令和 2年 5月 日
		作 成	令和 2年 5月 13日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊名等	第20高射隊		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、第20高射隊長及び第23高射隊長が行う市販型車両（以下車両等という。）の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

#### a) 個別T O等

個別T O等とは、次に示すものをいう。

- 1) 当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O.）
- 2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

#### b) 車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）の第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、附属品及び予備品をいう。

#### c) 修理不能

修理不能とは、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上になる場合をいう。

#### d) 監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

#### e) 検査

検査とは、車両等の品質及び数量等が、当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

### 1. 3 関連文書

次の文書等は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすもの、又は、この仕様書を更に理解するため参考となるものであり、特に版を指定するもの以外は入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 法令等

環境基本法（平成5年法律第91号）

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）

自動車の点検及び整備に関する手引（昭和58年運輸省告示第123号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達（昭和45年陸上自衛隊達第95-3号）

航空自衛隊調達規則（JAFR124）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）

優良自動車部品の採用について（空幕調達第275号40.11.8）

#### b) 技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）

航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）

航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（J. T. O. 00-20B-6）

車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）

車両等検査要領（J. T. O. 36-1-6）

車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）

## 2 役務に関する要求

### 2. 1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に関しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

## 2. 2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定する。

### a) 定期検査整備

定期検査整備は、道路運送車両法適用除外となっている車両等について、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）に定めるI検査又はM検査を、次の工程に従い実施するものとする。ただし、2)及び3)の作業については、定期検査整備で分解を要求される部位を除き、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準（以下、訓令保安基準という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官に報告し、承認を得た後に実施するものとする。

- 1) 定期検査
- 2) 分解検査
- 3) 修理等

### b) 定期点検整備

定期点検整備は、道路運送車両法の適用を受ける車両等について、道路運送車両法第48条に基づく定期点検（3か月、6か月、12か月、24か月）を、次の工程に従い実施するものとする。ただし、2)及び3)の作業については、定期点検整備で分解を要求される部位を除き、道路運送車両法の保安基準（以下、車両法保安基準という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官に報告し、承認を得た後に実施するものとする。

- 1) 定期点検
- 2) 分解検査
- 3) 修理等

### c) 車検等関連整備

車検等関連整備は、訓令保安基準及び車両法保安基準に適合させるよう、次の項目について点検、整備を実施するものとする。

- 1) 保安確認検査
- 2) ヘッドライト光軸調整
- 3) エンジン・下回り洗浄
- 4) 下回り塗装

### d) その他の整備

その他の整備は、発注書に要求した作業を実施するものとする。

## 2. 3 作業内容

2. 2に示す各工程は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

a) 定期検査

- 1) 定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）に定めるI検査又はM検査について、車両等検査要領（J. T. O. 36-1-6）の手順（別冊）に従い、個別仕様書に引用する個別T O等に基づき目視点検、機能点検又は計測の作業を行い、車両等が既定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに、結果を航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）に定める車両作業用紙（別紙様式第6-1又は6-2）に記録するものとする。
- 2) 定期検査に先立ち附属品・予備品を車両等に備え付けられている車歴簿の附属品・工具員数表により、員数を確認し車両等員数表（別紙様式第1）に記録するものとする。
- 3) 特殊装置装備車両の特殊装置点検は、個別仕様書に引用する個別T O等に基づき、定期点検に準じて実施するものとする。

b) 定期点検

- 1) 定期点検は、自動車点検基準、自動車の点検及び整備に関する手引に基づき目視点検、機能点検又は計測の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに、確認の結果を自動車点検基準に定められた定期点検整備記録簿に記録するものとする。
- 2) 定期点検に先立ち附属品・予備品を車両等に備え付けられている車歴簿の附属品・工具員数表により、員数を確認し車両等員数表（別紙様式第1）に記録するものとする。
- 3) 特殊装置装備車両の特殊装置点検は、個別仕様書に引用する個別T O等に基づき、定期点検に準じて実施するものとする。

c) 分解検査

分解検査は、定期検査及び定期点検の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する個別T O等に基づき、目視点検、機能点検又は計測の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、部品等という。）を判定する。確認の結果を必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第2-1及び2-2）に記録するものとする。

なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

d) 修理等

修理等とは、c)で判定された修理方法により、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

1) 交換

交換は、c)で交換を要すると判定された部品等を2.4により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録する。

ア) 官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式第3-1及び3-2）

イ) 会社準備の場合：材料使用明細書（別紙様式第4-1及び4-2）

又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

- 2) 加工
 

加工は、修理のため要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。
  - 3) 組立・調整
 

組立・調整は、c)で使用可能と判定されたもの、又はd)の1)及び2)により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。
  - 4) 潤滑
 

潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。
  - e) 塗装等
    - 1) 塗装及び標識
 

塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）に基づき実施するものとする。実施にあたっては、極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、契約担当官の指示を得て実施する。
    - 2) 塗色
 

塗色は、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。
  - f) 作業の中止
 

次に示す場合は作業を一時中止し、契約担当官に申し出て契約担当官の指示を受けるものとする。

    - 1) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合。
    - 2) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。この場合、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第5-1）及び計算内訳資料（別紙様式第5-2）を作成し、契約担当官に提出するものとする。
- 2.4 部品・材料
- 1) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。
  - 2) 部品・材料は原則として製造会社の純正部品及び優良自動車部品の採用について（空幕調達第275号40.11.8）に示す優良部品とする。
  - 3) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。
- 2.5 機能・性能
- 車両等の機能・性能は、各保安基準及び自動車点検基準に適合しなければならない。ただし、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

### 3 品質保証

#### 3. 1 品質保証資料

契約相手方は、2. 5を満たすよう2. 3により作業し作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年度の4月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

#### 3. 2 監督・検査

監督・検査は、契約担当官が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

### 4 その他の指示

#### 4. 1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 車両等員数表（別紙様式第1）
- b) 必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第2-1及び2-2）
- c) 官給部品使用明細書（別紙様式第3-1及び3-2）
- d) 材料使用明細書（別紙様式第4-1及び4-2）又は使用材料に係る契約相手方の定めた書類
- e) 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第5-1）及び計算内訳資料（別紙様式第5-2）
- f) 車両作業用紙（別紙様式第6-1及び6-2）又は、定期点検整備記録簿
- g) その他契約担当官の指示するもの。

#### 4. 2 官給品

官給品の品目、数量、時期及び場所については、個別仕様書で規定するものとする。官給品は原則として、官給を受けなければならない。

#### 4. 3 附属品・予備品

附属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

#### 4. 4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

#### 4. 5 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、その他事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。



品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

#### 4. 6 環境対策

契約相手方は、契約事項を履行するにあたり、1. 3 a)に基づき可能な限り環境対策を実施しなければならない。ただし、契約の適正な履行を確保できない、不具合が生じた場合は契約担当官と調整するものとする。

#### 4. 7 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、契約担当官の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の請求手続き
- c) 交換した旧部品の返納処置

#### 4. 8 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

#### 4. 9 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は、契約担当官を通じて調達要求元と調整するものとする。

#### 4. 10 搬入・搬出

搬入及び搬出は、個別仕様書において特に指定された場合を除き、官側が実施する。

車 両 等 員 数 表					
車 両 名		受 入 年 月 日			
物 品 番 号		差 出 部 隊 名			
証 書 番 号		車 両 番 号			
調 達 要 求 番 号		契 約 番 号		会 社 名	
物 品 名		定 数	現 数	状 態	
検 査 員		監 督 官 印			

## 必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号

契約番号

物品番号

品名(型式)

一連番号

適用技術図書

No.

発刊 年 月 日

会社名

印

監督官名

印

確認年月日

注：適用技術図書は本表作成に使用したJ.T.O.(日付を含む。)のみ記載する。

物品番号	部品番号	品名	1台 当り 数量	単位	必要部品			修理方法	備考
					欠 品	交 換	計		
1 本表には整備作業の実施に際し使用する交換部品、補 充部品及び機械加工、板金等の作業、改造時の特殊工程 作業を記入する。 2 備考欄には修理箇所の程度を記入する。									

官給部品使用明細書		提出会社		監督官等 確認印		提出 番号		項	
		作成者							
調達要求番号			契約品名	明細書作成対象品名・数量					
契約番号(年月日)									
項目 番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考	

## 官給部品使用明細書

項目 番号	物 品 番 号	部 品 番 号	品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	項	
								備 考	

材料使用明細書		提出会社	監督官等 確認印		提出 番号		項	
		作成者						
調達要求番号		契約品名	明細書作成対象品名・数量					
契約番号(年月日)								
項目 番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考

材料使用明細書

								項	
項目 番号	物 品 番 号	部 品 番 号	品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考	



修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊

部隊名

契約担当官殿

住所

会社名

代表者名

印

調達要求番号		数量	
契約番号		金額	
契約年月日		納期	
品名			

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年月日

階級

氏名

印

注：様式第5-2の計算内訳資料を添付するものとする。

## 計 算 内 訳 資 料

1	品 名	
2	物 品 番 号	
3	数 量	
4	取 得 価 格	
5	一 連 番 号	
6	直 接 材 料 費 加 工 費 直 接 経 費	
	( 製 造 原 価 ) 一 般 管 理 費	
	( 総 原 価 ) 支 払 利 子 利 益 梱 包 ・ 輸 送 費	
	( 修 理 費 )	
7	官 給 部 品	
8	総 修 理 費	
9	( 8 ÷ 4 ) ( % )	
10	摘 要	

車両作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号	
車種	検査の種類	I <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	良好	T 整備	
自動車番号	所属部隊		要調整	C 清掃	
開始日付	完了日付		要取換	L 給油	
			要修理		分解したら記号を○で囲む
点検項目	記	備考	点検項目	記	備考
<b>I. かじ取り装置</b>			1. タイヤの状態		
1. ハンドルの操作具合			(1) タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)		
2. ステアリング・ギヤボックスのオイル漏れ			(2) タイヤの亀裂、損傷		
3. ステアリング・ギヤボックスの取付けの緩み			(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗		
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷			* タイヤの溝の深さ		
5. ボール・ジョイント・グスタ・ブーツの亀裂、損傷					
6. ステアリング・ナックル連結部のがた					
7. ホイール・アライメント					
8. パワー・ステアリング・バルトの緩みと損傷					
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量					
10. パワー・ステアリング・装置の取付けの緩み					
<b>II. 制動装置</b>			2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み		
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間			3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷		
2. ブレーキのきき具合			4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		
3. ハーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ			5. フロント・ホイール・ベアリングのがた		
4. ハーキング・ブレーキの効き具合			6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた		
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態			<b>IV. 緩衝装置</b>		
6. リザーバ・タンクの液量			1. リーフ・スプリングの損傷		
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷			2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷			(1) リーフ・スプリングの取付ボルト、スプリング、バンド		
9. ブレーキ・ディスク・キャリヤの機能、摩耗、損傷			(2) スプリング・ブラケットの取付部		
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク			(3) リーフスプリング・ヒンなど連結部		
			(4) トルク・ロッド (ラジラス・ロッド) の連結部		
			3. コイル・スプリングの損傷		
			4. コイルサスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
			(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット		
			(2) サスペンションの各連結部のがた		
			(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのグスタ・ブーツの亀裂、損傷		
			5. エア・サスペンションのエア漏れ		
			6. エア・サスペンションのホムローズの損傷		
			7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷		
			8. エア・サスペンションのレバリング・バルブの機能		
			9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷		
			<b>V. 動力伝達装置</b>		
			1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間		
			(1) クラッチペダルの遊び	mm	
			(2) リリーズ・フォーク先端の遊び	mm	
			(3) クラッチ・ペダルの床板とのすき間	mm	
			2. クラッチの作用		
			3. クラッチ液の量		
			4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ		
			5. トランスミッション、トランスファのオイル量		
			6. プロペラ・シャフト、ドライブシャフトの連結部の緩み		
			7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のグスタ・ブーツの亀裂と損傷		
			8. プロペラ・シャフト、ドライブシャフト継手部のがた		
			(1) スプライン部の摩耗によるがた		
			(2) 自在継手部の摩耗によるがた		
			9. プロペラ・シャフト、ドライブシャフトのランカ・ベアリングのがた		
			10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量		
<b>III. 走行装置</b>					
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷					
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み					
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間					
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗					
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷					
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能					

<b>VI. 電気装置</b>				5.燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷							
1.スパーク・プラグの状態				6.触媒等の排出ガス減少装置の取付の緩みと損傷							
2.点火時期				7.二次空気供給装置の機能							
3.ディストリビュータのキャップの状態				8.排気ガス再循環装置の機能							
4.バッテリーのターミナル部の緩みと腐食				9.減速時排気ガス減少装置の機能							
5.電気配線の接続部の緩みと損傷				10. 亜酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態							
<b>VII. 原動機</b>				<b>IX. 附属装置等</b>							
1.低速と加速の状態				1.ホーンの作用							
2.排気の状態				2.ワイパー及びビウインド・ウォッシャの作用							
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:25%;">CO</td> <td style="width:25%;">HC</td> <td style="width:25%;">黒煙</td> <td style="width:25%;"></td> </tr> </table>				CO	HC	黒煙		3.デフロスタの作用			
CO	HC	黒煙									
3.エア・クリーナ・エレメントの状態				4.施錠装置の作用							
4.エア・クリーナの油の汚れと量				5.エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付の緩みと損傷							
5.シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態				6.マフラーの機能							
6.エンジン・オイル漏れ				7.火花防止装置の状態							
7.燃料漏れ				8.エア・タンクの凝水							
8.ファン・ベルトの緩みと損傷				9.エア・コンプレッサの機能							
9.冷却水漏れ				10.プレッシャ・レギュレータ、アンロード・バルブの機能							
<b>VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</b>				11.非常口の扉の機能							
1.メタリング・バルブの状態				12.車枠、車体の緩みと損傷							
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷				13.連結装置のカブラの機能と損傷							
3.燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷				14.連結装置のピントル・フックの摩耗、亀裂、損傷							
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				15.シート・ベルトの状態							
				16.開扉発車防止装置の機能							
				17.シャシ各部の給油脂状態							
付記又は特記事項											
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印					

車両作業用紙 (施設、荷役その他の車両等)				整備作業チェック記号																										
車種	検査の種類	I <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>		良好	T 締付																									
自動車番号	所属部隊			× 要調整	C 清掃																									
開始日付	完了日付			×× 要取換	L 給油																									
				分解したら記号を○で囲む																										
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																							
<b>I. かじ取り装置</b>				1. タイヤの状態																										
1. ハンドルの操作具合				(1) タイヤの空気圧 (スバル・タイヤ含む)																										
2. ステアリング・ギヤボックスのオイル漏れ				(2) タイヤの亀裂、損傷																										
3. ステアリング・ギヤボックスの取付けの緩み				(3) タイヤの溝の深さ、異常磨耗																										
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				* タイヤの溝の深さ																										
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷				<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">前輪</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm	後	mm	後	mm	後	mm	後	mm	後	mm
前輪	前	mm	右	前	mm	後輪	左		前	mm	右	前	mm																	
	後	mm	後	mm	後	mm	後	mm	後	mm																				
6. ステアリング・ナックル連結部のがた																														
7. ホイール・アライメント																														
8. ハワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷																														
9. ハワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																										
10. ハワー・ステアリング・装置の取付けの緩み				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																										
<b>II. 制動装置</b>				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																										
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																										
2. ブレーキのきき具合				6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																										
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ				<b>IV. 緩衝装置</b>																										
4. パーキング・ブレーキの効き具合				1. リーフ・スプリングの損傷																										
5. ブレーキ・ホース及びパイプの腐蝕、損傷、取付状態				2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷																										
6. リザーバ・タンクの液量				(1) リーフ・スプリングのピボット、スプリング、バンド																										
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				(2) スプリング・ブラケットの取付部																										
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																										
9. ブレーキ・ディスク・キャリヤの機能、摩耗、損傷				(4) トルク・ロッド (ラジマス・ロッド) の連結部																										
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				3. コイル・スプリングの損傷																										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">前輪</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm	後	mm	後	mm	後	mm	後	mm	後	mm	4. コイルサスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
前輪	前	mm	右		前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																	
	後	mm	後	mm	後	mm	後	mm	後	mm																				
11. ブレーキ・チャンパの機能				(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット																										
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(2) サスペンションの各連結部のがた																										
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																										
14. ブレーキ倍力装置の機能				5. エア・サスペンションのエア漏れ																										
15. ブレーキ・カムの摩耗				6. エア・サスペンションのベローズの損傷																										
16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																										
17. ブレーキ・シューの滑動部分及びライニングの摩耗				8. エア・サスペンションのレバリング・バルブの機能																										
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷																										
19. バック・プレートの状態				<b>V. 動力伝達装置</b>																										
20. ブレーキ・ディスクとハットのすき間				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間																										
21. ブレーキ・ハットの摩耗				(1) クラッチペダルの遊び																										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">前輪</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm	後	mm	後	mm	後	mm	後	mm	後	mm	(2) リーズ・フォーク先端の遊び			
前輪	前	mm	右		前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																	
	後	mm	後	mm	後	mm	後	mm	後	mm																				
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				(3) クラッチペダルの床板とのすき間																										
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				2. クラッチの作用																										
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間				3. クラッチ液の量																										
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																										
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																										
27. 油圧式直前安全ブレーキ機構の機能				6. プロペラ・シャフト、ドライブシャフトの連結部の緩み																										
<b>III. 走行装置</b>				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																										
				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																										
				(1) スプライン部の摩耗によるがた																										
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																										
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・スプリングのがた																										
				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																										

<b>VI. 電気装置</b>				12. 車枠、車体の緩みと損傷											
1. スパーク・プラグの状態				13. 連結装置のカブラの機能と損傷											
2. 点火時期				14. 連結装置のピントル・フックの摩耗、亀裂、損傷											
3. ディストリビュータのキャップの状態				15. シート・ベルトの状態											
4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食				16. 開扉発車防止装置の機能											
5. 電気配線の接続部の緩みと損傷				17. シヤシ各部の給油脂状態											
<b>VII. 原動機</b>				<b>X. 施設、荷役、その他の車両</b>											
1. 低速と加速の状態				1. キャリッジ											
2. 排気の状態				2. 操作レバー — リフト、チルト											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; text-align: center;">C O</td> <td style="width:25%;"></td> <td style="width:25%; text-align: center;">H C</td> <td style="width:25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">黒煙</td> </tr> </table>				C O		H C					黒煙	3. チェン — リフト、ドライブ			
C O		H C													
			黒煙												
				4. ケーブル — ウィンチ、ホイスト											
				5. シリンダ — リフト、チルト											
3. エア・クリーナ・エレメントの状態				6. 油圧ポンプ											
4. エア・クリーナの油の汚れと量				7. 一般漏えい — 油、水、空気											
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態				8. 旋回機構											
6. エンジン・オイル漏れ				9. マスト本体、ブーム											
7. 燃料漏れ				10. 安全クラッチ、減速機構											
8. ファン・ベルトの緩みと損傷				11. ドラム											
9. 冷却水漏れ				12. 昇降機構											
<b>VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</b>				13. コミュテータ・ブラシ											
1. メターリング・バルブの状態				14. コントローラ											
2. プロバイ・ガス還元装置の配管の損傷				15. パワー・テーク・オフ											
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷				16. 索導器											
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				17. クレーンアタッチメント											
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷				18. キャクピラ											
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付の緩みと損傷				19. 排土版、スクレーパ											
7. 二次空気供給装置の機能				20. フィフスホイール											
8. 排気ガス再循環装置の機能				21. 補助脚											
9. 減速時排気ガス減少装置の機能				22. キング・ピン・摩耗、破損、カブラ結合箇所											
10. 酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態				<b>XI. かく座機収容機材</b>											
<b>IX. 附属装置等</b>				1. 操向装置											
1. ホーンの作用				2. 操向アライメント											
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用				3. クリーン・エンジン											
3. デフロスタの作用				4. クリーン電気系統											
4. 施錠装置の作用				5. 補助脚											
5. エキゾースト・ハイフ、マフラ等の取付の緩みと損傷				6. 通話装置											
6. マフラの機能															
7. 火花防止装置の状態															
8. エア・タンクの凝水															
9. エア・コンプレッサの機能															
10. フレッシュ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能															
11. 非常口の扉の機能															
付記又は特記事項															
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印									